

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 5 月 31 日

水 曜 日

第 4210 号

目 次

規 則	
○富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成29年度における地籍調査事業計画の決定	2
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	4
○富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施	5
正 誤	
○平成29条例年 3 月 31 日付け号外18富山県条例第26号	13

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第31号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第 282 号。次項において「定期調査告示」という。）第 2 の規定により付加する定期調査（第 1 項各号に掲げる特定建築物に係る調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年

国土交通省告示第 723号。次項において「防火設備定期検査告示」という。) 第 1 に定める項目及び事項、方法並びに結果の判定基準とする。

- 4 省令第 5 条第 3 項ただし書の規定により定める調査結果表は、定期調査告示第 4 に規定する調査結果表とする。この場合において、第 1 項各号に掲げる特定建築物に随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）がある場合は、当該調査結果表に、防火設備定期検査告示第 2 に規定する検査結果表を添えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第270号

平成29年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により平成29年度における地籍調査事業計画（前年度繰越分）を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
富山市	地籍調査	富山市下野
高岡市	地籍調査	高岡市本丸町、大手町
南砺市	地籍調査	南砺市大島
立山町	地籍調査	中新川郡立山町四谷尾、谷口、虫谷

2 調査期間

平成29年3月31日から平成30年3月30日まで

富山県告示第271号

平成29年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成29年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
富山市	地籍調査	富山市庄高田、高田、沢連
高岡市	地籍調査	高岡市本丸町、大手町、南幸町、 鳴島町
射水市	地籍調査	射水市黒河、小林
魚津市	地籍調査	魚津市本町
氷見市	地籍調査	氷見市上余川、森寺
滑川市	地籍調査	滑川市田中新町
砺波市	地籍調査	砺波市庄川町庄麻生谷、一ノ谷、 三谷尾の谷、天野、 七百山、大陰平、 滝谷
南砺市	地籍調査	南砺市夏焼、箆渡、大島、小原、皆葎、 広瀬館
上市町	地籍調査	中新川郡上市町若杉、大坪、三日市、 横法音寺、法音寺、 湯上野、稗田
立山町	地籍調査	中新川郡立山町米沢、五百石、前沢

2 調査期間

平成29年 4 月 3 日から平成30年 3 月30日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システムハードウェア保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
52, 162, 704円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等新病院情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 29 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島本町 5 番 5 号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,702,720 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
マリーナ用船舶牽引車 1 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年10月31日（火）
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A の者として登載されている者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式 1）及び入札説明書で定める書類を 4(2)に掲げる期限までに 4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格

を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成29年6月13日（火）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

平成29年6月7日（水）午後5時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

平成29年5月31日（水）から平成29年6月6日（火）までの富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成29年6月16日（金）午前11時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成29年6月15日（木）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で 5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第 2 回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として 1 回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
小型貨物車 1 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年 7 月 21 日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に事業品目「自動車」の等級がAまたはBの者として登載されている者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成29年6月14日（水）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）
- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

平成29年6月9日（金）午後5時15分

(3) 入札説明書の交付方法

平成29年5月31日（水）から平成29年6月9日（金）までの富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成29年6月20日（火）午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成29年6月19日（月）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成29条例年 3 月 31 日付け号外(18)富山県条例第26号「富山県税条例等の一部を改正する条例」中

頁	行	誤	正
9	上から10	「附則第4条の5第14項」改め、	「附則第4条の5第14項」 <u>に</u> 改め、
